

住吉川耐震護岸整備工事等請負契約締結について

住吉川耐震護岸整備工事等請負契約を次の要項により締結する。

- 1 工事概要 (1) 耐震護岸整備工事 一式
延長 220メートル
- (2) 水門耐震補強工事 一式
- 2 契約の相手方 大阪市住吉区我孫子5丁目5番25号
久本・岸本特定建設工事共同企業体
構成員 株式会社 久本組
岸本建設株式会社
- 3 契約金額 1,552,993,560円
- 4 しゅん工期限 平成31年2月28日
- 5 工事場所 大阪市住之江区緑木2丁目及び泉1丁目

平成29年9月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

住吉川耐震護岸整備工事等請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。